

山口県埋蔵文化財センターの事業概要

1 施設利用状況

(単位：人)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
県 内	382※	400	555	357
県 外	66	92	164	141
計	448	492	719	498

※県内・外の判別不明の 2 人は、県内に含む。

2 経費

(単位：千円)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
人件費	29, 266	29, 266	29, 266	29, 266
管理費等	4, 433	4, 443	5, 373	5, 099
計	33, 669	33, 709	34, 639	34, 365

3 埋蔵文化財保護に関する事業実績（令和 6 年度抜粋）

(1) 埋蔵文化財の調査及び研究に関すること

『山口県埋蔵文化財センター年報—令和 5 年度普及公開事業の記録—』（450 部）

(2) 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見された文化財の保存に関すること

※令和 3 年度以降に新たに出土した遺物

(単位：箱)

保管先区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
埋蔵文化財センター	75	111	58	28
旧光青年の家	37	76	2	111
計	112	187	60	139

※コンテナ 1 箱（32cm×48cm×20cm）

(3) 出土文化財その他埋蔵文化財に関する資料の活用に関すること

① 企画展示 『掘っちょる山口ーここから始まる時間旅行ー』

令和 4 年度に県内で実施された発掘調査の成果を遺跡ごとに紹介。

◇期間 令和 6 年 4 月 15 日～令和 7 年 3 月 14 日

◇場所 山口県埋蔵文化財センター展示室

② スポット展示

ア 「腕輪物語」

◇期間 令和 6 年 4 月 15 日～令和 7 年 9 月 20 日

◇場所 山口県埋蔵文化財センターエントランスホール

イ 「神に捧げる」

◇期間 令和 7 年 10 月 1 日～令和 7 年 3 月 14 日

◇場所 山口県埋蔵文化財センターエントランスホール

③ 巡回展の開催

開催期間	開催会場	入場者数
5月11日～6月16日	山陽小野田市歴史民俗資料館	561 人
6月22日～7月21日	田布施町郷土館	106 人
8月3日～9月1日	下関市立考古博物館	1,464 人
9月14日～10月14日	岩国市(玖珂あいあいセンター)	85 人
10月26日～11月24日	下松市(ほしらんど くだまつ)	608 人
11月30日～12月28日	防府市文化財郷土資料館	177 人
1月18日～2月16日	ながと歴史民俗資料室	147 人
3月1日～3月30日	学びの森くすのき	1,612 人

④ 地域イキイキ☆ふれ愛まいぶん

◇日時 令和 6 年 11 月 2 日(土) 10:00～15:00

◇場所 ゆめタウン長府店 ※当日悪天候により急遽中止

⑤ 出土遺物・写真資料等の貸出し

(単位：件、点、冊)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
出土遺物の貸出	15 件 383 点	22 件 565 点	20 件 653 点	20 件 625 点
資料の利用	10 件 494 点	12 件 1,191 点	7 件 515 点	13 件 2,191 点
写真類の貸出等	19 件 45 点	14 件 69 点	10 件 72 点	11 件 155 点
図書の貸出(冊)	4 冊	31 冊	27 冊	114 冊

(4) 埋蔵文化財に関する普及教育活動に関すること

① 遺跡発掘調査成果報告会

遺跡名	開催日	参加人数
笛給・西寺遺跡	4 月 27 日(土)	32 人

② 職場体験学習等

実施日	参加者	内容
5月22日(水) ～23日(木)	中学校 2 年 2 人	展示品の環境委整備 遺跡出土品の整理(接合・復元) 勾玉・管玉制作体験等

5月28日(火) ～ 5月29日(水)	中学校2年3人	展示品の環境委整備 遺跡出土品の整理(接合・復元) 勾玉・管玉制作体験等
8月1日(木)	小学生5人、保護者5人	親子古代体験、剣、鏡の鑄造
6月20日(木) ～ 6月21日(金)	中学校2年2人	展示品の環境委整備 遺跡出土品の整理(接合・復元) 勾玉・管玉制作体験等
11月9日(土)	小・中学生 40人	勾玉づくり

(5) 教育機関等の連携

① 出前授業

開催日	内容	参加人数
6月7日(金)	縄文～古墳時代の出土品からみた各時代の特徴	小学校6年4クラス 113人
6月13日(木)	縄文～古墳時代の出土品からみた各時代の特徴	小学校6年4クラス 107人
6月18日(火)	縄文～古墳時代の出土品からみた各時代の特徴	小学校5・6年2クラス 17人
10月30日(水)	縄文～古墳時代の出土品からみた各時代の特徴	小学校4・5年2クラス 24人
11月5日(水)	縄文～古墳時代の出土品からみた各時代の特徴	小学校5年3クラス 98人

② まいぶんスクール

教員の埋蔵文化財に対する理解を深め、出土品等の取り扱いに慣れることにより、学校における出土品等の活用を促進。

◇開催日 令和6年8月7日(水)

◇場所 山口県埋蔵文化財センター内

◇参加者数 29人

出土品の取扱い基準

令和4年4月1日
山口県知事裁定

1. 目的

本基準は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の趣旨を尊重し、平成9年8月13日付け文化庁次長通知（庁保記第182号「出土品の取扱いについて」）及び平成11年7月30日付け中国・四国地区文化・文化財行政主管課長会議裁定「出土品の取扱い基準」に基づき、出土品の取扱い方法、手続き等について必要な事項を定め、出土品の適切で効率的な保存・活用を図ることを目的とする。

2. 適用対象

本基準は、山口県内において取扱われるすべての出土品について適用する。

3. 基準の遵守

県は、本基準を誠実に遵守し、出土品の取扱いの一層の適正化に努めるとともに、市町村、その他の団体・機関等についても、本基準に準じた出土品の取扱いを実施するよう指導するものとする。

4. 定義

- (1) 「出土品」とは、発掘調査等により出土し、取上げることのできるすべてのものをいう。
- (2) 「取上げ」とは、出土品を土中等から抽出し、整理作業を実施する目的で保管施設等に持ち帰ることをいう。
- (3) 「選別」とは、出土品を将来にわたり保管し、活用を図る必要性、可能性の観点から、その取扱いに応じて区分することをいう。
- (4) 「報告書」とは、出土品の種類、時代、法量、形状、残存状況等や、出土した位置、状況等の記録が掲載された発掘調査報告書、年報、専門雑誌等の刊行物をいう。

5. 出土品の選別等

- (1) 出土品の分類は、別表1のとおりとする。
- (2) 出土品の取上げ及び保管に係る選別は、別表2のとおりとする。
- (3) 以下の出土品については、原則としてすべて保管するものとする。
 - ① 史跡及び県・市町村指定史跡からの出土品
 - ② 分布調査、試掘調査、確認調査等により出土し、遺跡の取扱いの決定にかかわる出土品
- (4) 出土品の選別は、埋蔵文化財について専門的知識を有する専門職員等が担当し、或いは、その指導のもとに行わなければならない。
- (5) 県及び市町村、その他の団体・機関等は、出土品の選別を行った場合は、選別の内容にいて記録を作成し、保存するとともに、別紙様式11に必要事項を記入し、県教育長に報告しなければならない。

6. 出土品の保管

- (1) 出土品の保管については、別表3のとおりとする。

- (2) 出土品の保管は、埋蔵文化財について専門的知識を有する専門職員等が担当し、或いは、その指導のもとに行わなければならない。
- (3) 県及び市町村、その他の団体・機関等が出土品を保管する場合は、保管方法等について記録を作成し、保存するとともに、別紙様式 11 に必要事項を記入し、知事に報告しなければならない。
- (4) 別表 2 に基づき、保管する必要があるとした出土品は、検索可能な状態で保管するものとし、そのうち、金属製品、木製品等腐食、劣化が予想されるものについては、保存処理等の措置を講じ、温度・湿度等の良好な環境のもとで保管するよう努めなければならない。
- (5) 別表 2 に基づき、将来にわたり活用の必要性、可能性がないため保管する必要性がないとした出土品は、廃棄することができる。
 - ① 県が出土品を廃棄しようとするときは、その内容等について記録を作成し、保存する。
 - ② 市町村、その他の団体・機関等が出土品を廃棄しようとするときは、その内容等について事前に県と協議した上で記録を作成し、保存するとともに、別紙様式 12 に必要事項を記入し、知事に届け出なければならない。
 - ③ 出土品の廃棄は、発見者による当該出土品に係る遺失物法第 4 条第 1 項の規定による警察署長への差出し（都道府県、指定都市又は中核市の教育委員会の発見に係る出土品については、文化財保護法第 100 条第 2 項で準用する同法第 100 条第 1 項の規定による通知）のときから、文化財保護法第 106 条第 1 項又は第 3 項の規定による譲受を受けるまでの間に行ってはならない。
 - ④ 出土品を廃棄するときは、将来において誤解、混乱を生じないための必要な措置を講じなければならない。

7. 出土品の活用

県及び市町村、その他の団体・機関等は、次のような方法で出土品の積極的な活用に努めなければならない。

- (1) 博物館、資料館、その他の施設における展示等
- (2) 学校教育、生涯学習等における利用
- (3) 大学、研究機関等の学術研究等

8. 出土品の取扱いにおける体制整備等

本基準を適正に執行するため、県は埋蔵文化財に関して専門的知識を有する職員の確保、保管・管理施設の整備、報告書刊行の促進等に努めるとともに、出土品を取り扱う県内の市町村、その他の団体・機関等に対し、体制の整備等が適切になされるよう指導しなければならない。

9. 基準の改訂

- (1) 出土品の取扱いを適切に行うため、今後必要に応じて本基準を改訂することができる。
- (2) 本基準の内容を改訂しようとするときは、県及び市町村、その他の団体・機関等が協議して行うものとする。

(附則)

本基準は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

本基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

〔別表1〕

出土品の分類

〔大別〕	〔大分類〕	〔中分類〕	〔小分類〕	〔細分〕	〔具体例〕
人間及び人間に関わる物		遺体			人骨、歯、毛髪等
		糞石			糞石
人工物	加工品	道具	土製品	土器、陶磁器	壺、甕、高坏、鉢、器台等
				土製品	土製竈、るつば、土玉、土錘、人形、土笛等
			石製品	石器	ナイフ形石器、石匙、石斧、石鏃、石包丁等
				石製品	勾玉、切子玉、鍬形石、石釧、石臼、石錘等
			ガラス製品		勾玉、管玉、小玉等
			金属製品	金属製利器	鉄刀、鉄鏃、銅剣、銅矛等
				その他金属製品	銅鏡、短甲、轡、鎌、鋤先、銭等
			植物製品	木・竹製品	櫛、杵、弓、槽、木簡、斎串、人形等（漆製品を含む）
				繊維製品	糸、布、編み籠等（茎・葉の製品を含む）
			動物製品	紙製品	経巻、漆紙文書等
				骨角器	モリ頭、釣り針、刀子柄、刀装具等（骨・角・歯牙・爪の加工品）
			皮製品		ベルト、衣服等（鳥獣魚類の皮、毛皮の加工製品）
				貝製品	貝輪、貝釧等
		遺構の構成物	土製品	建築材	瓦、埴、埴仏等
				その他	土壁片、築地片、窯壁、焼土等
			石製品	建築材	礎石、石垣石材、地覆石、東石、羽目石等
				埋葬施設	石棺石材、石室石材等
			石造物		五輪塔、石塔、墓石等
		製作時の副産物	金属製品		釘、鋸、飾り金具、露盤等
			植物製品	木・竹製品	柱、垂木、梯子、杭、木樋、切断しただけの用材等
			土製品	土器、陶磁器	窯跡出土の廃棄品（失敗品）等
				石器	未製品、石核、剥片、碎片等（未製品に失敗品を含む。以下同じ）
			石製品		未製品、石核、剥片、碎片等
				ガラス製品	未製品、鉍滓等
			金属製品		未製品、鉄滓、銅滓等
			植物製品	木・竹製品	未製品、削りかす等
		動物製品	骨角器		未製品、削りかす等
					未製品、削りかす等
			皮製品		未製品、切断片等
				貝製品	未製品、削りかす等
	非加工品	道具	石製品	石器	叩き石、磨石等（使用の痕跡があるもの）
		遺構の構成物	土製品	建築材ほか	壁・築地等の風化土等
				建築材ほか	礎石、石垣石材、礫群、敷石、配石遺構、炉の石材等
			石製品	埋葬施設	石棺石材、石室石材、葺石等
		原材料 移動、集積 等でヒトの 手が加わった物	土製品関係	道具材料	粘土等
				遺構材料	粘土等
				耕作材料	水田土壌・畑土壌等
			石製品関係	道具材料	原石、素材石材
				遺構材料	石材
		食糧	植物	道具材料	粘土等
				食べかす	おこげ、種子皮等
			動物	栽培品、採集品	稲藁、炭化米、種子等
				食べかす	貝殻、骨、歯等
		家畜			骨、歯、糞石等
自然物	非加工品 人の手が加わっていない物	原材料	土製品関係		採取地の粘土等
			石製品関係		原石産地の原石
			金属製品関係		採取地・鉱山等の鉱石
	環境	土壌			火山灰等
		岩石			岩石
		植物			自然木等
					花粉、珪藻等
		動物			昆虫等

(備考)

- 「出土品」とは、発掘調査等により出土し、取上げることのできるすべてのものをいう。
- 出土品は以下のように分類し、具体例を示した。
 - 全体を「人間及び人間に係わる物」、「人工物」、「自然物」に大別した。
 - 「人工物」とは、人間の意識的な行為が及んだ全てのものを含む。例えば、何らかの目的をもって人間に運ばれたまま使用されなかったものなども含む。但し、人間の行為の結果、人間の意識とは無関係に副次的に形成されたもの、例えば、集落周辺の環境を形成する動植物などは含まない。
 - 「自然物」とは、原産地の石器原石のように人間に利用される可能性があったもの、人間生活の基盤としての環境に関するもので、人間の意識的な行為が直接そのものに顕著に及んでいないものである。
 - 「人工物」は、「加工品」、「非加工品」に分類した。「加工品」と「非加工品」の差異は、素材そのものへの加工の有無である。但し、(脱穀された)種子の皮、(破碎された)鉱石のように、素材への加工が軽微なものは「非加工品」に含めた。
 - 「加工品」は、単体としての完成度、使用における人間への密着度などから、「道具」、「遺構の構成物」、「製作時の副産物」に分類し、それぞれを素材ごとに分類した。さらに、素材ごとの分類は、「骨角器」・「革製品」、「建築材」・「埋葬施設」などのように、素材、用途等により細分した。細分方法については厳密なものではなく、便宜的である。
 - 「非加工品」は、「道具」、「遺構の構成物」、「原材料」、「食糧」、「家畜」に分類し、それ以下の区分、細分は、「加工品」に準じた。

〔別表2〕

出土品の取上げ及び保管に係る選別

出土品の分類・品名等					取上げに係る選別		保管に係る選別			
大別	大分類	中分類	小分類	細分等	取上げの範囲	細則	保管の範囲	細則		
人間及び人間に係わるもの				人骨・歯・毛髪等	全量		原則保管			
				糞石	全量		全量			
	人工品	加工品	道具	土製品	土器・陶磁器	全量		全量		
					その他の	全量		全量		
				石製品	石器	全量		全量		
					その他の	全量		全量		
				ガラス製品		全量		全量		
				金属製品	利器	全量		全量		
					その他の	全量		全量		
				植物製品	木・竹製品	全量		全量		
					繊維製品	全量		全量		
					紙製品	全量		全量		
				動物製品	骨角器	全量		全量		
					皮製品	全量		全量		
					貝製品	全量		全量		
				遺構の構成物	土製品	瓦・埴	原則全量	1	原則全量	1
						その他の	必要部分	2	必要部分	2
			石製品		建築材	必要部分	3	必要部分	3	
					埋葬施設	必要部分	3	必要部分	3	
					石造物	必要部分	4	原則全量	4	
			金属製品			全量		全量		
			植物製品		木・竹製品	原則全量	5	原則全量	5	
			製作時の副産物	土製品	土器・陶磁器	原則全量	6	原則全量	6	
					石器	全量		全量		
				石製品	石器	全量		全量		
					石製品	全量		全量		
				ガラス製品		全量		全量		
				金属製品		原則全量	7	原則全量	7	
				植物製品	木・竹製品	必要部分	7	原則全量	7	
					骨角器	原則全量	7	原則全量	7	
			動物製品		革製品	原則全量	7	原則全量	7	
				貝製品	原則全量	7	原則全量	7		
			非加工品	道具	石製品	石器	全量		全量	
	土製品	建築材他				必要部分	8	必要部分	8	
	遺構の構成物	石製品			建築材他	必要部分	9	必要部分	9	
				埋葬施設	必要部分	3	必要部分	3		
	原材料	土製品関係		道具材料	必要部分	8	必要部分	8		
				遺構材料	必要部分	8	必要部分	8		
				耕作材料	必要部分	8	必要部分	8		
		石製品関係		道具材料	必要部分	8	原則全量	10		
				遺構材料	必要部分	8	必要部分	8		
				金属製品関係	道具材料	必要部分	8	必要部分	8	
	食糧	植物		食べかす	原則全量	10	原則全量	10		
				栽培品・採集品	原則全量	10	原則全量	10		
		動物		食べかす	原則全量	10	原則全量	10		
家畜				全量		全量				
自然物	非加工品	原材料	土製品関係		必要部分	8	必要部分	8		
			石製品関係		必要部分	8	必要部分	8		
			金属製品関係		必要部分	8	必要部分	8		
	環境	土壌			必要部分	8	必要部分	8		
		岩石			必要部分	8	必要部分	8		
		植物			必要部分	8	必要部分	8		
		動物			必要部分	8	必要部分	8		

[別表 3]

出土品の区分と保管方法

記号	区 分	内 容	保 管 方 法
A	報告書に掲載されたもの	すべて	個々の出土品が台帳等で検索可能な状態で保管する。
B	報告書に掲載されていないもの	*完形品 *復原された出土品 *遺構・包含層等の一括出土品 *文字・刻印・記号・絵画等を有する出土品 *時代・地域・種別において希少性のある出土品 *その他活用の度合いが高いと考えられる出土品	遺跡名、遺構、出土地点、層位、出土品の種別等が検索可能な状態で効率的に保管する。
C	報告書に掲載されていないもの	上記の他、活用の可能性があるとして保管しようとする出土品、又は廃棄の対象とならない出土品	遺跡名、遺構、出土地点、層位、出土品の種別等がある程度検索可能な状態で効率的に保管する。
備考	分布調査、試掘調査、確認調査等により出土し、遺跡の取扱いの決定にかかわる出土品については、上記に準じてA・B・Cに区分するものとする。 出土品を埋蔵文化財関係以外の研究機関等で保管する場合、該当出土品の発掘調査機関等は、必要な記録を作成しなければならない。		

1. 取上げに係る選別の細則

- (1) 中世以前の瓦及び埴は、全量を取り上げる。近世の瓦及び埴は、文様・絵画・文字等があるもの、保存が良好なもの、製作技法・工程等をよく示すものは、全量を取上げ、同種類、規格性のあるものが多量に出土した場合及び摩滅等により文様・製作技法等が認められない小破片、特徴的部位がなく劣化が著しいもの等は、現場で必要な記録をとった上で必要なものを選別して取上げることができる。
- (2) 文様・絵画・文字等があるものは、全量を取上げる。その他については、構造・製作技法・工程等の研究用、分析用、展示用等として必要性がある場合には、選別して取上げる。
- (3) 遺構を移築・復原する場合は、全量を取上げることができる。その他の場合は、現場で必要な記録をとった上で材質・成分等の分析用、研究用、展示用等として必要なものを選別して取上げることができる。
- (4) 現場で必要な記録をとった上で移設等の処置を行うことができる。
- (5) 柱・垂木・梯子・杭等の製品は、文様・絵画・文字等があるもの、保存が良好なもの、製作技法・工程等をよく示すものは、全量を取上げる。同種類、規格性のあるものが多量に出土した場合、摩滅等により文様・製作技法等が認められない小破片、特徴的部位がなく劣化が著しいもの等は、現場で必要な記録をとった上で必要なものを選別して取上げることができる。切断しただけの用材は、現場で必要な記録をとった上で製作技法・工程等の研究用、分析用、展示用等として必要性がある場合には、選別して取上げる。
- (6) 中世以前の出土品は、全量を取上げる。近世以降の出土品は、同種類のものが多量に出土した場合、現場で必要な記録をとった上で必要なものを選別して取上げることができる。
- (7) 未製品（金属製品関係にあつてはメタル）及び木簡に係わると思われるものは、全量を取上げる。その他のものが多量に出土した場合は、構造・製作技法・工程等の研究用、分析用、展示用等として必要性がある場合には、選別して取上げる。
- (8) 現場で必要な記録をとった上で、材質・成分等の分析用、展示用等として必要性がある場合には、選別して取上げる。
- (9) 遺構を移築・復原する場合及び旧石器時代～縄文時代初期の礫群は、全量を取り上げる。その他の場合は、現場で必要な記録をとった上で、材質・成分等の分析用、研究用、展示用等として必要性がある場合には、選別して取上げる。
- (10) 同種類のものが多量に出土した場合は、現場で必要な記録をとった上で、後日誤解が生ずるおそれのない適切な方法で必要なものを選別して取上げることができる。

(注意)

出土品の取上げに際しては、その取扱いについて現場で明確な判断が下せないものについては、原則として取上げるものとする。

2. 保管に係る選別の細則

- (1) 中世以前の瓦及び埴は、全量を保管する。近世の瓦及び埴は、文様・絵画・文字等があるものは、全量を保管する。同一遺跡において、同種類、規格性のあるものが多量にある場合は、必要な記録をとった上で必要量を保管することができる。
- (2) 文様・絵画・文字等があるものは、全量を保管する。その他については、必要な記録をとった上で構造・製作技法・工程等の研究用、分析用及び分析結果の追認用、展示用等として必要なものを保管する。
- (3) 遺構を移築・復原する場合は、全量を保管する。その他の場合は、必要な記録をとった上で材質・成分等の分析用及び分析結果の追認用、研究用、展示用等として必要なものを保管する。
- (4) 必要な記録をとった上で移設等の処置を行うことができる。
- (5) 柱・垂木・梯子・杭等の製品は、同種類、規格性のあるものが多量にある場合や、文様や特徴的部位がなく劣化が著しいものは、必要な記録をとった上で必要量を保管することができる。切断しただけの用材は、必要な記録をとった上で、製作技法・工程等の研究用、分析用及び分析結果の追認用、展示用等として必要なものを保管する。
- (6) 中世以前の出土品は、遺構等の一括資料、出土例が希少なもの等を除き、摩滅等によって文様・調整等が確認できず、かつ器種・時代等が不明なものは、必要な記録をとった上で、分析用及び分析結果の追認用等として必要量を保管することができる。近世以降の出土品は、同種類のものが多量にある場合、必要な記録をとった上で必要量を保管することができる。
- (7) 未製品（金属製品関係にあつてはメタル）及び木簡に係わるものは、全量を保管する。その他のものが多量にある場合は、必要な記録をとった上で製作技法・工程等の研究用、分析用及び分析結果の追認用、展示用等として必要量を保管することができる。
- (8) 材質・成分等の分析用及び分析結果の追認用等として必要なものを保管する。
- (9) 遺構を移築・復原する場合及び旧石器時代～縄文時代初期の礫群は、全量を保管する。その他の場合は、必要な記録をとった上で材質・成分等の分析用及び分析結果の追認用、研究用、展示用等として必要なものを保管する。
- (10) 同種類のものが多量にある場合は、必要な記録をとった上で必要量を保管することができる。

(注意)

保管に係る選別の判断については、原則として報告書刊行に伴う整理作業を経て行うものとする。

指定管理者が管理する施設等

1 土地

財産の名称	種目	所 在	登記面積(㎡)	備考
山口県埋蔵文化財センター	庁舎敷	山口市春日町2077番地1	1,347.00	
山口県埋蔵文化財センター	庁舎敷	山口市春日町2077番地2	471.33	
山口県埋蔵文化財センター	庁舎敷	山口市春日町2077番地4	28.36	
山口県埋蔵文化財センター	庁舎敷	山口市春日町2077番地10	595.04	
山口県埋蔵文化財センター	庁舎敷	山口市春日町2079番地1	1,312.00	
山口県埋蔵文化財センター	庁舎敷	山口市春日町2079番地2	13.00	
計			3,766.73	

2 建物

財産の名称	用 途	延床面積(㎡)	木造・非木造の別	備考
山口県埋蔵文化財センター	事務所建	1,936.56	RC造2階	

3 工作物

区 分	数 量	備 考
国旗掲揚台	1基	掲揚ポール
掲示板	1基	行事案内板
外灯	2基	
塀	1式	白壁(23.05m)
フェンス(大)	1式	アルミフェンス (10.9m)
フェンス(小)	1式	アルミフェンス(4.1m)
カーポート	1基	
電柱	1基	専用引き込み線
標柱	1基	案内表示(コンクリート製)
立看板	1基	駐車禁止表示(鉄製)

施設・設備の維持管理等に係る業務委託の概要

委託業務名	業務概要	
	区分	実施内容
機械警備	警備内容	1 侵入異常、火災異常の監視 2 異常受信時の緊急対処及び関係機関への連絡
	警備基準時間	1 開館日 午後5時15分から翌日午前8時30分まで 2 閉館日 午前8時30分から翌日午前8時30分まで
清掃等	実施内容等	別紙「埋蔵文化財センター清掃等作業実施表」のとおり
ダムウェーター保守管理	設備内容	1 基数 1基 2 最大積載量 300kg
	点検回数	年4回（5月、8月、11月、2月）
自家用電気工作物の保安全管理	設備容量等	受電設備の容量130KVA 最大電力93KW 受電電圧6,600V
	点検時期	1 月次点検 毎月1回 2 年次点検 年1回
消防用設備保守点検	業務内容	消防法第17条の3の3による点検業務
	実施時期	1 機器等点検 年1回 2 総合点検 年1回
空調設備機器保守点検	実施内容等	1 空調設備機器の保守点検管理（年6回） 2 安全弁及び圧力計の適合検査（年1回）
自動扉保守点検	実施内容等	自動扉機械設備の保守点検 年4回（5月、8月、11月、2月）

山口県埋蔵文化財センター清掃等作業実施表

場所	面積	床材	回数	清掃方法
玄関	50㎡	石敷	週 2 回	箒で塵埃、砂等を除去する。
玄関ホール	100㎡	P タイル	週 2 回	自在箒で塵埃、砂等を除去する。 モップで磨き、汚れ落としをする。
			年 1 回	ワックスを塗布し、ポリッシャーで艶出しする。
展示室	144㎡	ジュウタン	週 2 回	掃除機で塵埃、砂等を除去する。
事務室	33㎡	リノリウム張	週 2 回	自在箒で塵埃、砂等を除去、紙屑の収集及び汚れ落としをする。 ワックスを塗布し、ポリッシャーで艶出しする。
所長室	33㎡		年 1 回	
研究室	165㎡			
整理室	208㎡			
複写室	12㎡			
便所 1 階、2 階	40㎡			
各階、廊下	98㎡	リノリウム張	週 2 回	自在箒で塵埃、砂等を除去、紙屑の収集及び汚れ落としをする。 ワックスを塗布し、ポリッシャーで艶出しする。
階段	33㎡		年 1 回	
研修室	110㎡	リノリウム張	週 2 回	自在箒で塵埃、砂等を除去する。 汚れ落としをする。 ワックスを塗布し、ポリッシャーで艶出しする。
撮影室	34㎡		年 1 回	
資料保管室	38㎡			
暗室	16㎡			
乾燥室	17㎡			
収蔵庫	480㎡			
玄関ガラス	8㎡	ガラス	週 2 回	汚れを落として磨く。
マット	4枚		週 2 回	汚れを落とし、月 1 回クリーニングする。
窓ガラス	1 階部分（玄関・展示室を除く）		年 1 回	汚れを落として磨く。
ゴミ処理	－		週 2 回	ゴミの収集、分別、指定場所に運搬する。
その他	汚れにより、随時清掃する。外回りの草等随時除去する。			

リ ス ク 分 担 表

項 目	内 容 等	損失の負担	
		県	指 定 管理者
物価の変動	管理運営費に係る物価水準の上昇		○
金利の変動	金利の変動に伴う資金調達コストの増加等		○
税制の改正	①施設の設置や管理運営の根幹に影響が及ぶもの	○	
	②施設の管理運営の業務一般に関するもの		○
関連法令の改正	①施設の設置基準・管理基準に関するもの	○	
	②施設の管理運営の業務一般に関するもの		○
施設(設備)の損傷 〔損失には、修繕工事期間中のサービス提供に必要な施設の仮設経費等を含む。〕	① 不可抗力(県及び指定管理者のいずれの責めにも帰しがたい暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象)によるもの	○	△ (軽微)
	②管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③日常的(小規模)修繕で修復できるもの (①及び②の場合を除く。)		○
	④大規模修繕(1件当たりの所要額が100万円以上でかつ日常的修繕枠の2分の1の額を超えるもの)又は改修を要するもの(①及び②の場合を除く。)	○	
備品の損傷	①県貸与備品に係る不可抗力又は経年劣化によるもの	○	
	②県貸与備品に係る管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③管理運営経費の中で指定管理者が取得した備品に係るもの(所有は指定管理者に帰属)		○
支払の遅延	①県から指定管理者への指定管理料の支払遅延による新たな資金調達の発生	○	
	②指定管理者から業者への経費の支払遅延による延滞金、違約金等の発生		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	①周辺地域との協調に関するもの		○
	②施設の管理運営に対する利用者や地域住民からの要望、苦情、反対、訴訟への対応に関するもの		○
	③その他	○	
指定管理者が行う自主事業との関係	①指定管理者が付带的に行う自主事業に起因して施設の管理運営に生ずる損失		○
	②施設(設備)の損傷、管理運営に係る事故等により指定管理者が付带的に行う自主事業に生じる損失		○
個人情報情報の漏洩	① 県の指示若しくは指導の不備又は錯誤によるもの	○	
	②指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等によるもの		○

項 目	内 容 等	損失の負担	
		県	指 定 管 理 者
管理運営に係る事故 〔損失には、事故の発生に伴う施設又は管理運営の改善に要する経費等を含む。〕	①施設の設置の瑕疵から生ずるもの	○	
	②施設の管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずるもの（自動車の運行による事故等）		○
	④その他	○	
第三者への賠償 〔指定管理者による損失の負担は、国家賠償法の規定に基づき、県が賠償を行い、指定管理者に対して求償権を行使する場合を含む。〕	①施設の設置の瑕疵から生ずる損害に対するもの	○	
	②施設の管理の瑕疵から生ずる損害に対するもの		○
	③管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずる損害に対するもの		○
	④県が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの	○	
	⑤指定管理者が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの		○
	⑥その他	○	
保険への加入	①施設の設置に関するもの（火災共済保険）	○	
	②施設の管理に関するもの（施設賠償責任保険等）		○
	③管理運営業務に関するもの（利用者に係る保険等）		○
業務内容の変更	① 県の事情によるもの	○	
	②指定管理者の事情によるもの		○
管理運営の中断	①不可抗力によるもの	○	
	②保守点検等の回数又はこれに要する期間が当初の想定を上回ったことによるもの	○	
	③サービスの提供に不可欠な人材、原材料等の入手が困難となったことによるもの		○
	④関係法令の変更によるもの	原因となった各項目に係るリスク分担の区分による。	
	⑤施設（設備）の損傷によるもの		
	⑥管理運営に係る事故によるもの		
業務の終了又は廃止	業務の終了又は廃止に伴う指定管理者の撤収等の経費		○
その他	① 県の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	②指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○

備品一覧表

参考6

品名	数量	品名	数量
片袖机	35	遺物収納庫	12
長机	18	定温乾燥機	1
両袖机	3	樹脂含浸処理槽	1
撮影台	3	顕微鏡	1
製図板	5	小型貨物車	1
製図台	9	日本土器辞典	1
ステップ	5	日本原始時代の住居建築	1
脇台	9	須恵器集成図録	3
応接セット	1	南島貝文化の研究	1
応接机	1	カメラボディ	33
応接用椅子	7	フィルムホルダー	19
回転椅子	42	プリズムファインダー	7
角椅子	62	カメラレンズ	74
ロビーチェアー	3	ストロボ	13
マガジンラック	2	スポットメーター	12
書架	37	三脚	18
図面戸棚	6	レベル	10
パイプジョイントラック	1	トランシット	11
ファイリングキャビネット	12	平板	6
保管庫	37	レベルプルーナ	2
整理箱	3	光波距離計	3
作業台	17	光波アリダート	2
ホワイトボード	2	実測機	2
黒板	3	赤外線カメラ	1
更衣戸棚	10	プリンター	1
移動書庫	3	シュレッダー	2
ロールカッター	1	送風定温恒温器	1
傘立て	1	小型減圧用デシケーター	1
ついたて	10	デジタルカメラ	1
陳列ケース	8	給湯器	1
トータルステーション	2		

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第 1 乙は、この契約による業務の実施に当っては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び以下の事項を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第 2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

（取得の制限）

第 3 乙は、この契約による業務を実施するために取得する個人情報については、当該業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第 4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第 5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

3 乙は、この契約による業務の従事者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第 6 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（複写・複製等の禁止）

第 7 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務を実施するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等の複写、複製、又は持ち出しを行ってはならない。

（再委託の禁止）

第 8 乙は、この契約による業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。）又はこれに類する行為（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 乙は、前項の承認を得て再委託をする場合には、再委託先に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

（再委託に係る連帯責任）

第 9 乙は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

（再委託先に対する管理及び監督）

第 10 乙は、再委託をする場合には、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督状況を報告しなければならない。

（返還、廃棄又は消去）

第 11 乙は、この契約による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、業務完了後、直ちに甲の指示に基づいて返還、廃棄、又は消去しなければならない。

2 乙は、前項の資料等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

（遵守状況に関する報告）

第 12 乙は、甲からこの特記事項の遵守状況について報告を求められた場合には、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

（監査等）

第 13 甲は、この契約による業務の実施に伴う個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査、实地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。乙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲の指定した者の行う監査等に協力しなければならない。

2 甲は、前項の目的を達成するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の実施に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時における報告等)

- 第 14 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示のもとセキュリティ上の補完、情報の修復等の措置をとるとともに再発防止の措置を講じなければならない。
- 2 甲は、前項の事態が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙及び再委託先の名称等の必要な事項を公表することができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

- 第 15 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。
- 2 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

山口県埋蔵文化財センター条例

参考 8

昭和五十五年七月五日
山口県条例第十五号

山口県埋蔵文化財センター条例をここに公布する。

(設置)

第一条 埋蔵文化財の保存と活用を図り、もつて県民の文化的向上に資するため、埋蔵文化財センターを設置する。
(令四条例二・全改)

(名称及び位置)

第二条 埋蔵文化財センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
山口県埋蔵文化財センター	山口市

(業務)

第三条 山口県埋蔵文化財センター(以下「埋蔵文化財センター」という。)は、次に掲げる業務を行う。

- 一 埋蔵文化財の調査及び研究に関すること。
- 二 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見された文化財(以下「出土文化財」という。)の保存に関すること。
- 三 埋蔵文化財の保護に関する指導及び助言に関すること。
- 四 出土文化財その他埋蔵文化財に関する資料(以下「文化財資料」という。)の活用に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、埋蔵文化財を保護するため、知事が適當であると認める業務に関すること。

(令四条例二・一部改正)

(開館日)

第四条 埋蔵文化財センターは、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日
- 三 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開館し、又

は臨時に閉館することができる。

(平一七条例八五・追加、令四条例二・一部改正)

(開館時間)

第五条 埋蔵文化財センターの開館時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を延長し、又は短縮することができる。

(平一七条例八五・追加、令四条例二・一部改正)

(利用の手続)

第六条 埋蔵文化財センターの文化財資料を利用しようとする者は、知事の定める手続によらなければならない。

(昭六〇条例一・旧第七条繰上、平九条例五・旧第五条繰上、平一七条例八五・旧第四条繰下、令四条例二・一部改正)

(利用の拒否)

第七条 知事は、前条の規定により埋蔵文化財センターの文化財資料を利用する者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を拒むことができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

二 知事の指示に従わないとき。

(昭六〇条例一・旧第八条繰上、平九条例五・旧第六条繰上、平一七条例八五・旧第五条繰下・一部改正、令四条例二・一部改正)

(弁償)

第八条 利用者は、埋蔵文化財センターの文化財資料を損傷し、又は亡失したときは、知事の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は金銭をもつてその損害を弁償しなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、弁償金額の全部又は一部を免除することができる。

(昭六〇条例一・旧第九条繰上、平九条例五・旧第七条繰上、平一七条例八五・旧第六条繰下)

(指定管理者による管理)

第九条 埋蔵文化財センターの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に

行わせるものとする。

一 第三条各号に掲げる業務に関すること。

二 第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

三 第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

四 第七条の規定により、文化財資料の利用を拒むこと。

五 施設及び設備の維持管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第二号の規定により第四条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館する場合には、知事の承認を得なければならない。

3 指定管理者は、第一項第三号の規定により第五条第一項の開館時間を延長し、又は短縮する場合には、知事の承認を得なければならない。

4 指定管理者が埋蔵文化財センターの管理に関する事務を行う場合における第七条第二号の規定の適用については、同号中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平九条例五・追加、平一六条例二八・一部改正、平一七条例八五・旧第七条繰下・一部改正、令四条例二・一部改正)

(指定管理者の指定)

第十条 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの(以下「応募者」という。)は、規則で定めるところにより、埋蔵文化財センターの管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、埋蔵文化財センターを利用しようとする者の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、埋蔵文化財センターの効用を十分に発揮するとともに、埋蔵文化財センターの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

三 応募者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

- 5 知事は、前項に規定する審査を行つたときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。
 - 6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち埋蔵文化財センターの管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。
 - 7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。
 - 8 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。
- (平一七条例八五・追加、令四条例二・一部改正)

(指定管理者が講ずべき措置)

- 第十一条 知事は、第九条第一項の規定による指定をするときは、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第一項に規定する個人情報(第九条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。))をいう。)の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。
- (平一七条例八五・追加、令四条例二・令四条例四一・一部改正)

(知事による管理の業務の実施)

- 第十二条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて埋蔵文化財センターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により埋蔵文化財センターの管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、第九条第一項の規定にかかわらず、埋蔵文化財センターの管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。
- (平一七条例八五・追加、令四条例二・一部改正)

(その他)

- 第十三条 この条例に定めるもののほか、埋蔵文化財センターの管理について必要な事項は、規則で定める。
- (昭六〇条例一・旧第十条繰上、平一七条例八五・旧第八条繰下、令四条例二・一部改正)

附 則

この条例は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附 則(昭和六〇年条例第一号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則(平成九年条例第五号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年条例第二八号)

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年条例第八五号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の山口県埋蔵文化財センター条例第七条の規定に基づき委託している埋蔵文化財センターの管理に関する事務については、平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

附 則(令和四年条例第二号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(山口県埋蔵文化財センター条例の一部改正に伴う経過措置)

10 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の山口県埋蔵文化財センター条例第九条第一項の規定による指定を受けて山口県埋蔵文化財センターの管理に関する事務を行っている者は、施行日に、施行日から当該指定の期間の末日までの間の山口県埋蔵文化財センターの管理に関する事務について、当該指定と同一の条件で前項の規定による改正後の山口県埋蔵文化財センター条例第九条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

附 則(令和四年条例第四一号)

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

令和四年三月二十二日
山口県規則第九号

山口県埋蔵文化財センター規則をここに公布する。

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県埋蔵文化財センター条例(昭和五十五年山口県条例第十五号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、埋蔵文化財センターの管理について必要な事項を定めるものとする。

(応募の時期及び方法等についての公告)

第二条 条例第十条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

- 一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 二 指定しようとする期間
- 三 応募者に必要な資格に関する事項
- 四 応募の方法及び期間
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(応募の手続)

第三条 条例第十条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
- 二 埋蔵文化財センターの管理に係る事業計画

2 条例第十条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 二 法人にあっては、登記事項証明書
- 三 埋蔵文化財センターの管理に係る収支予算書
- 四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度(次号において「直前二事業年度」という。)の事業報告書又はこれらに類する書類
- 五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定の公示)

第四条 条例第十条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 三 指定の期間

(遵守事項)

第五条 埋蔵文化財センターの文化財資料を利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守し、埋蔵文化財センターの設置の目的に沿って、これを使用しなければならない。

- 一 埋蔵文化財センターの施設若しくは設備若しくは文化財資料を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- 二 他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が埋蔵文化財センターの管理のため必要があると認めて定めた事項

(その他)

第六条 この規則に定めるもののほか、埋蔵文化財センターの管理について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。